

宿泊約款

[&Resort -7th sense-]

第1条【本約款の適用】

- アンドリゾート（以下、「当施設」といいます）がお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めるところによるものとし、この約款及び利用規則に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当施設が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条【宿泊契約の申込み】

- 宿泊契約の申込みをする場合は、次の事項を当施設に申し出させていただきます。
 - 宿泊者氏名
 - 申込者氏名、住所、電話番号
 - 宿泊日および到着予定時刻
 - その他当施設が必要と認める事項
- 宿泊客が宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理いたします。
- 宿泊客がご自身の都合により宿泊契約の申込みを取り消される場合には、別表第一に定める違約金を申し受けます。

第3条【宿泊契約の成立】

- 宿泊契約は、当施設が前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したとき、宿泊しようとする者は宿泊期間（3日を超える時は3日）の基本宿泊料を限度として、当施設が定める申込金を指定する日までにお支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的にお支払いいただくべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金お支払いの際に返還いたします。
- 宿泊しようとする者が第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までに支払わなかった場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条【申込金の支払いを要しないこととする契約】

- 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は契約成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。
- 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、あるいは当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条【宿泊契約締結の拒否】

- 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- 宿泊契約の申し込みが、本宿泊約款によらない場合。
 - 満室(員)により客室の余裕がない場合。
 - 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗、宿泊約款、ホテル利用規則、その他当社が規定するものに反する言動をした場合、またはそのおそれがあると認められる場合。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められる場合。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいる場合
 - 宿泊しようとする者が、当施設、従業員または他の宿泊客その他の第三者に対し、暴力、威迫、恐喝もしくは威圧的な不当要求を行い、もしくは合理的な範囲を超える要求を行ったと認められるとき、または過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客または利用者に迷惑をおぼした場合、もしくは他の宿泊客に迷惑をおぼす言動をした場合、またはその恐れがあると認められる場合。
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合。
 - 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができない場合。
 - 宿泊しようとする者の身体または衣服が不潔である等により、他の宿泊客に不快の感を抱かせると認められる場合。
 - 宿泊しようとする者が、法令や条例の規定もしくは官公庁の指導またはこれに類する事由に該当し、宿泊契約を締結しないことが相当であると認められる場合。
 - 宿泊しようとする者に支払い能力がないと明らかに認められる場合。
 - 宿泊しようとする者が当社に対し支払債務を負っている場合。
 - 宿泊しようとする者が第2条第1項の事項につき、偽った場合。
 - 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定める特定要求行為（別表第三）を繰り返したとき。

第6条【宿泊客の契約解除権】

- 宿泊客は、当施設に申し出ることにより宿泊契約を解除できるものとします。
- 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第二に掲げる違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。
- 宿泊客が当施設へ連絡を行わず、宿泊当日の指定時間になつても到着されない場合は、宿泊契約は解除されたものとみなし処理することができるものとします。

第7条【当施設の契約解除権】

- 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができます。
 - 宿泊客が宿泊に関し、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合、または同行為をしたと認められる場合。
 - 宿泊客が次のイからハに該当すると認められる場合。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会的勢力

- 口) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいる場合
- (3) 宿泊客が当施設、従業員または他の宿泊客その他の第三者に対し、暴力、威迫、恐喝もしくは威圧的な不当要求を行い、もしくは合理的な範囲を超える要求を行ったと認められる場合、または過去に同様の行為を行ったと認められる場合。
- (4) 宿泊客が他の宿泊客または利用客に著しい迷惑をおよぼす言動をした場合、またはそのおそれがある場合。
- (5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められた場合。
- (6) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊者に迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき、あるいはお客様が他の宿泊者に著しく迷惑をおよぼす言動をした場合。
- (7) 天災等不可抗力に起因する自由により宿泊させることができない場合。
- (8) 第5条第3号から第14号までに該当することになった場合。
- (9) 第3条第2項の規定により、申込金の支払いを請求した場合において、その支払いがない場合。
- (10) 当施設が宿泊客に対して宿泊料金等を請求した場合において、その支払いがない場合。
- (11) 宿泊客が、法令や条例の規定もしくは官公庁の指導またはこれに類する事由に該当し、宿泊契約を解除することが相当であると認められる場合。
- (12) 喫煙指定場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わない場合。
- 2 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

第8条【宿泊の登録】

- 宿泊客は宿泊日当日に、当施設フロントにて次の事項を登録するものとします。
 - 宿泊される方の氏名、年令、性別、住所、電話番号および職業
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地および入国年月日
 - 出発日および出発予定時刻
 - その他当施設が必要と認める事項
- 日本国内に住所を持たない外国人である宿泊客は、当施設からの旅券の呈示およびその写しの保存を求められた場合には、これに従うことをあらかじめ了承するものとします。
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを当施設が認めるチケット、旅行小切手、宿泊券またはクレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行われるときは、あらかじめ前項の登録時にそれらをご呈示いただきます。

第9条【客室の使用時間】

- お客様が客室を使用いただける時間は当宿泊施設が定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 前項の規定にかかわらず当施設は、宿泊客の利用条件により客室利用時間を別に設けることがあります。また所定の費用を申し受けることにより、時間外の客室の使用に応じることができます。この場合において、出発予定日のチェックイン時刻を越える場合は、1泊分の宿泊料金相当分の追加料金を申し受けるものとし、到着日のチェックアウト時刻前からの使用についても同様とします。
- 前二項に基づきお客様が客室を使用できる時間内であっても、当宿泊施設は、安全及び衛生管理その他当宿泊施設の運営管理上の必要があるときは、客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

第10条【利用規則の遵守】

宿泊客は当施設内において、当施設が定める利用規則に従っていただきます。

第11条【門限・各施設の営業時間】

- フロントをはじめとするホテル内施設サービスの提供時間に関しては備付パンフレット、各所の掲示、客室内のインフォメーションブック等でご案内申し上げます。
- 前二項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

第12条【料金の支払い】

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第二に規定するとおりとします。
- 前項の宿泊料金等の支払いにつきましては、通貨、当施設が認めたクレジットカードまたは当施設が認める決済手段を用いる方法により、宿泊客の出発の際または当施設が請求したときにフロントにおいて行うものとします。
- 当社が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となったのち、お客様が任意に宿泊されなかった場合においても、宿泊料金は申し受けるものとします。
- 違約金につきましては、通貨または当施設が認めた旅行小切手、クレジットカード等通貨に代わり得る方法にて申し受けます。当社発行の電子クーポン（eチケット等）、紙のクーポンではお支払いいただけないものとします。

第13条【当施設の宿泊に関する責任】

- 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当施設のフロントにて宿泊の登録を行ったとき、または客室へ入られたときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊客が出発するために客室をあけたときに終わるものとします。
- 当施設は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、当宿泊施設に故意又は重過失のある場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によらないときは、この限りではありません。

第14条【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

- 当施設は宿泊客に対し、契約した客室を提供できないときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償金に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第15条【寄託物の取り扱い】

- 宿泊客がフロントに預けた物品または現金ならびに貴重品について、滅失あるいは毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当施設はその損害を賠償いたします。ただし、現金および貴重品については、当施設がその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった場合、当施設は10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が館内に持ち込まれた物品または現金ならびに貴重品であって、フロントへ預けなかったものについては、当施設の故意または過失により滅失あるいは毀損等の損害が生じた場合に限り、その損害を賠償いたします。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかつたものについては、当施設に故意または重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

3 前二項の規定にかかわらず、現金ならびに貴重品について、その種類および価額が判然としない場合、当施設はお預かりをお断りすることがあります。

第16条【手荷物の保管および忘れ物について】

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に引き渡すものとします。
- 宿泊者がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、当施設は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない場合、貴重品については発見日を含め7日以内に最寄りの警察署に届け、その他の物品については3ヶ月経過の後に処分します。ただし飲食物・たばこ・雑誌・ビニール傘等は当施設にて任意に処分いたします。
- 当宿泊施設は、置き忘れた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行ふため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者への返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管に関する当施設の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条【駐車の責任】

宿泊客が当施設の駐車場（契約駐車場を含む）をご利用になる場合、当施設は車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、当宿泊施設の駐車場内においてお客様に生じた車両の滅失、毀損等の損害について、当宿泊施設の責に帰すべき事由のあるときは、それが故意又は重大過失である場合を除き、10万円を限度としてその損害を賠償します。

第18条【宿泊客の責任】

宿泊客によるこの約款もしくは利用規則に違反する行為およびその他宿泊客の責に帰すべき事由により、当施設が客室の清掃・消毒・修繕費用の支出、販売機会の喪失その他の損害を被った場合、当該宿泊客に当施設が被った損害を賠償していただきます。

第19条【客室の清掃】

- 当宿泊施設が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
- 前項の客室清掃について、宿泊客はこれを拒否できないものとします。

第20条【免責事項】

- 当施設内からのインターネットおよびコンピュータ通信（以下「インターネット等」という）の利用にあたっては、利用される方（以下「利用者」という）自身の責任において行うものとします。
- 利用者によるインターネット等の利用中にシステム障害その他の理由により接続が中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いかねます。
- 利用者によるインターネット等の利用により、当社または第三者が損害を被った場合には、当該お客様において当社または第三者に対しその損害を賠償していただくものとします。

第21条【約款の改定】

- この約款は、必要に応じて隨時改定することができるものとします。
- この約款が改定された場合、当施設は改定後の約款の内容および効力発生日を当施設のホームページもしくは客室内に掲出するものとします。

第22条【管轄および準拠法】

この約款に関して生じる一切の紛争については、当施設運営会社である株式会社ダイヤモンドソサエティの本店所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

以上

別表第一：違約金・取消料（第2条3項、第3条3項、第6条関係）

宿泊取消・変更通知を受けた日		
当日・不泊	前日～3日前	4日前～
100%	50%	無料

【備考】

①%は1名様のご利用料金に対する違約金の比率です。

②契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。

施設ごとの特定日や年末年始特定期間のご利用の場合、団体など弊社から事前にご入金をお願いする場合は、別途取消料の設定がございます。

取消料がからない場合（第2条3項、第3条3項関係）

- 法定伝染病＝宿泊拒否
- 感染症1～3類
- 天災 悪天候 公共交通機関の停止が判断（鉄道、バス、道路）
- 事件、事故に遭遇した場合 人道的見地により判断
(社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由とは、身内の緊急事態や自然災害など一般的に見て顧客を責められない理由があった場合を指します。)

別表第二：(第12条関係)

項目	内訳
お客様が支払うべき総額（共通）	宿泊料金 ①基本宿泊料〔室料（または室料+宿泊に付随する食事代）〕
	追加料金 ②追加飲食料（①に含まれるものは除く） ③付帯施設利用料
	税金 ⑤消費税 ⑥入湯税（温泉引湯施設のみ） ⑦宿泊税（導入都道府県および市町村が定める金額）

【備考】

①宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

②寝具が不要で大人が同伴の6歳以下の子供については、室料は発生しません。

③税法が改正された場合は、その改正された税率によるものとします。

別表第三：(第5条関係)

特定要求行為の具体例
・宿泊しようとする者が、宿泊料の不当な割引や不当な慰謝料、不当な部屋のアップグレード、不当なレイトチェックアウト、不当なアーリーチェックイン、契約にない送迎等、他の宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊客を入れないことを繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、特定の者にのみ自身の応対をさせること又は特定の者を出勤させないことを繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、土下座等の社会的相当性を欠く方法による謝罪を繰り返し求める行為
・泥酔し、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがある宿泊者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、長時間にわたる介抱を繰り返し求める行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、対面や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を繰り返し行う行為
・宿泊しようとする者が、宿泊サービスに従事する従業者に対し、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものと繰り返し求める行為

2024年6月

別表第一の違約金・取消料を変更いたしました。

(&Resort -7th sense-) 2024/6 改定

利用規則

当施設ではお客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第10条に基づき、次のとおり利用規則を定めておりますので、お守りくださいますようお願い申し上げます。本規則をお守りいただけない場合には、やむを得ず宿泊約款第7条第1項により、ご宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げます。

また当施設が損害を被った場合には、賠償していただく場合もございますので、特にご留意くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

1. 施設全体について

- ・ アンドリゾートは環境共生型施設です。生物の多様性など敷地の持つ自然を最大限活かし、自然の中には様々な生物が生息しております。ご理解とご了承をお願いいたします。
- ・ 他のお客様がいる宿泊スペースには立ち入らないでください。お子様連れのお客様はお子様の動向にご注意ください。
- ・ 当施設が定めた棟とドッグラン以外はペットの同伴は禁止です。
- ・ 22時以降はサイレントタイムとなります。また、安全確保のため軽度な照明を点灯致しますが、雨や夜露により滑りやすくなっている箇所もございます。夜間に外出される際は十分にご注意ください。
- ・ 場内への音響機器（スピーカー/楽器なども含む）のお持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 宿泊棟内および指定場所以外は全面禁煙（ヴィラ：2階、グランピング：デッキは喫煙可）となります。喫煙される場合はチェックイン時にフロントで専用の灰皿を受け取ってください。
- ・ 施設エリア内の花火は全面禁止です。
- ・ 暴力団関係者、入れ墨（タトゥーシール等によるものを含みます。また、その大きさ及びその施された身体の部分を問いません。）を施された方の宿泊施設、大浴場でのご利用はお断りいたします。
- ・ 他のお客様のご迷惑となる行為をされた場合は、当施設より注意させていただきます。その際には速やかに改善をお願いします。改善が見られない場合は退場をお願いします。
- ・ 当施設は通常、毎日営業いたしておりますが、悪天候/災害など安全にグランピングをお楽しみいただくことができない場合には、ご利用を中断し避難行動に移る場合がございます。
- ・ 当施設のご利用にあたって、利用者ご自身の不注意による事故、施設内の危険防止行為範囲を超えて回避できない要因による事故について当施設は一切責任を負いません。

2. 客室ご利用について

- ・ ご滞在中や特にご就寝の際には、必ず内鍵をおかけください。
- ・ ドアがノックされたときは、不用意に開扉なさらないでください。
- ・ 火災になりやすい場所（特にヘッド）での喫煙や、暖房用、炊事用などの火器類のご使用、その他火災の原因となる行為は固くお断りいたします。
- ・ ガスグリル等、火器の取り扱いは十分気を付けてください。利用後は必ず火が消えたことを確認してください。
- ・ 当施設の許可なく、客室をご宿泊以外の目的でのご利用はご遠慮ください。
- ・ 当施設の許可なく、客室内の備品の移動や、また客室内に造作を施したりなさらないでください。
- ・ 緊急時の避難通路となる場所へ物品を置かないでください。
- ・ 1泊のご宿泊でご利用いただける時間は、宿泊約款第9条のとおりといたします。
- ・ 宿泊登録者以外のご宿泊は、固くお断りいたします。
- ・ テントタイプにお泊りのお客様のお風呂につきましては、併設の大浴場（やっぽんぽんの湯）もしくはゲストラウンジのシャワーをご利用ください。

3. お部屋の鍵について

- ・ ご滞在中お部屋からお出かけの際は、必ず施錠がされているかをご確認ください。
- ・ 客室ルームキーおよびキーパネルを紛失・破損した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を頂戴いたします。

4. その他施設のご利用について

- ゲストラウンジ、ランドリー、ドリンクコーナー、共有トイレ、シャワー、併設の大浴場はそれぞれ営業時間がございます。チェックイン時にお渡しするご案内に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

5. お食事について

- ・ 食材はご自由にお持ち込みいただいて結構です。
- ・ オールインクルーシブ（ヴィラご利用のお客様）はお部屋のQRコードよりお食事をご注文いただけます。出来上がりましたら、管理棟まで取りに来ていただきます。

6. 犬の同伴について

- 愛犬同伴でのご利用・ご宿泊にあたり、下記規約の遵守をお願いいたします。
- ・ 本施設は一部においてペット同伴で宿泊される客室を提供しており、ペットをお預かりすることを約束したものではありません。お客様ご自身でペットの管理をお願いいたします。
 - ・ 万が一、本施設においてペットの怪我・死亡・盗難・逃亡等の不慮・不測の事故やトラブル等、またペットを起因とした事故やトラブル等が発生した場合、弊社・宿泊施設では責任を負いかねますので予めご了承ください。
 - ・ 万が一、ペットを起因として発生したトラブルが重大と判断する場合、ご退去をお願いする場合があります。その場合は、一切返金は行いませんのでご了承ください。
 - ・ 別紙の「ペット滞在同意書」のご利用の条件、注意事項、確認事項を良くご確認いただき、同意の上でご利用ください。

6. お支払等について

- ・ お会計はご到着（チェックイン）の際にフロント（ゲストラウンジ）にてお願いいたします。
- ・ ご利用料金などの売掛もしくは立替につきましては、お断りさせていただきます。
- ・ 現金またはチケットあるいはクレジットカード等通貨に代わり得る方法、もしくは当施設が認めるチケットやギフト券以外でのお支払いはお取り扱いいたしかねます。
- ・ ご予定の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめフロントにご連絡ください。またご延長の場合には、それまでの支払いをお願いいたします。

7. 貴重品、お預かり品およびお忘れ物について

- ・ 貴重品・高価品等については、お客様御ご自身で管理をお願いいたします。お客様が当施設内にお持ち込みになった物品、現金並びに貴重品・高価品について、当施設の故意又は重大な過失がない限り、滅失・毀損等の損害が生じても当施設は責任を負いかねます。場内への音響機器（スピーカー/楽器なども含む）のお持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 施設周辺は自然豊かな地域となります。昆虫/野生動物が多く生息します。夜間の食材などは冷蔵庫もしくは室内にて保管してください。（対策はさせていただいておりません）

ますが、季節により害虫も寄ってきますのでご了承ください)

・チェックアウトされた後のお忘れ物に関しましては、プライバシー保護ならびに行き違い防止の観点から原則として当施設からのご連絡は差し控えておりますので、お心当たりがございましたら当施設までお電話にてお問い合わせください。お忘れ物のお取り扱いに関しましては、宿泊約款第16条のとおりといたします。

8. 駐車場のご利用について

- ・駐車台数は原則一宿泊施設につき1台とさせていただきます。2台以上での来場の場合はご予約時にお申し付けください。
- ・お客様のご利用時間は、原則としてご到着時から当宿泊施設が定めるチェックアウト時刻までとさせていただきます。
- ・駐車場の車内に貴重品およびその他の品物を留置しないでください。また駐車中における紛失、盗難等についてはその責任を負いかねます。
- ・正面玄関における駐車は固くお断りいたします。
- ・ホテルが指定した駐車スペース以外に駐車された車は、適切な方法にて移動をしていただきます。
- ・ホテル係員による車の代行移動は、事故防止の観点から固くお断りいたします。
- ・駐車場敷地内での洗車は、原則禁止致します。

9. 禁止事項について

当宿泊施設内での下記に定める行為は固く禁止しております。

- ・一緒にご宿泊予定の大、盲導犬、介助犬を除く動物、鳥等のペットの持込み
- ・火薬、揮発油、その他発火、または引火性の物の持込み
- ・悪臭および強い臭いを発する物の持込み
- ・法律により所持を禁止されている鉄砲、刀剣、覚醒剤、麻薬の類の持込み
- ・その他当宿泊施設が客室への持込みを禁止することとした物品
- ・駐車場以外の場所に自動車を駐車すること
- ・賭博や風紀を乱すような行為、または他のお客様の迷惑になるような言動や行為をされること
- ・当施設の許可無くホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用すること
- ・緊急事態、あるいはやむを得ない事情を除き、非常階段、機械室等の立入禁止場所へ立ち入ること
- ・会員登録者もしくは当該保護者の許可が無い場合の未成年者だけのご宿泊
- ・施設備え付け以外の暖房・炊事用の火器及びその他の電化製品の使用
- ・公序良俗に反する行為
- ・他のお客様にチラシ、ビラその他の広告物を配布する行為
- ・館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用
- ・客室外の場所での所持品の放置
- ・公用、共用施設以外の施設への立ち入り
- ・当宿泊施設が許可する施設以外から飲食物等の出前を取ること
- ・シャワールーム内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用
- ・客室内でお香などを焚く行為
- ・営利を目的とした活動
- ・その他当宿泊施設内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為
- ・宿泊を目的としないご利用
- ・外来者との客室での面会
- ・客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること

10. 備品等の損壊について

不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染または紛失させた場合には、相当額を弁償していただくことがあります。

付則

この宿泊約款及び利用規則は、令和5年4月16日（以下、「適用開始日」といいます。）から適用します。但し、適用開始日の前日までに既に成立していた宿泊契約については、旧宿泊約款及び利用規則を適用するものとします。

以上